

男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	59.3%
うち正規雇用労働者	55.1%
うち非正規雇用労働者	78.9%

- ・ 対象期間：2023 事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）
- ・ 賃金：退職手当、通勤手当を除く
- ・ 正規雇用労働者：正職員、準職員、期間の定めのない嘱託職員が該当
- ・ 非正規雇用労働者：再雇用職員、LBパートナーが該当
- ・ 同一雇用形態内の男女の賃金制度は同一であり、雇用形態間の賃金制度の違いが賃金の差異の主要因となります。